

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人(原審本訴原告) 豊田 泰史

被控訴人(原審本訴被告) 吉田 益夫

証拠説明書

平成27年 8月24日

大阪高等裁判所 第7民事部S2係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 太田 達也

同 弁護士 重藤 雅之

控訴人(原審本訴原告)は、甲号証について、以下のとおり証拠説明を行う。

番号	標目(原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
13	ホームページ (Google 検索)	写 H27.8.24	Google	Google、Yahoo といった主要な検索サイトで「あすか綜合法律事務所」を検索すると、現在も、上位に本件懲戒請求の記事が表示されること。
14	ホームページ (Yahoo 検索)	写 H27.8.24	Yahoo Japan	またそのリンク先には、その懲戒請求の具体的な内容が記載され、あすか綜合法律事務所の弁護士が違法行為をしたと明記されており、同弁護士らが言論弾圧をしたとの記載がなされるとともに懲戒請求書へのリンクが貼られていること。
15	ホームページ (和ネットニュース)	写 H26.2.28 ～	吉田益夫	さらに別のリンク先でも懲戒請求書へのリンクが貼られるなどしていること。
16	ホームページ (和ネット)	写 H26.2.28 ～	吉田益夫	

副
本

17	ホームページ (和ネット Twitter)	写	H27.4.14	吉田益夫	吉田益夫は、和ネットニュースや掲示板がなくなっても、別の手段によって本件懲戒請求の事実と懲戒請求書を公開していたこと。
18	ホームページ (和ネット Twitter)	写	H27.4.24	吉田益夫	吉田益夫は、和歌山地方裁判所の強制執行が違法執行であるとの意見をインターネットで表明していたこと。
19	「異議申出事案の決定について」と題する文書	原	H27.3.25	日本弁護士連合会 会長村越進	本件懲戒請求に関する日本弁護士連合会への吉田益夫の異議申出が棄却されたこと。
20	決定書	原	H27.4.24	和歌山地裁 山下隼人裁判官	吉田益夫は本件原判決に基づく和歌山地方裁判所の強制執行を違法執行であるとして異議を申し立てていたが、同裁判所の判断に違法性はないとの決定が下されたこと。

以 上